

平成25年行政事業レビューシート

(厚生労働省)

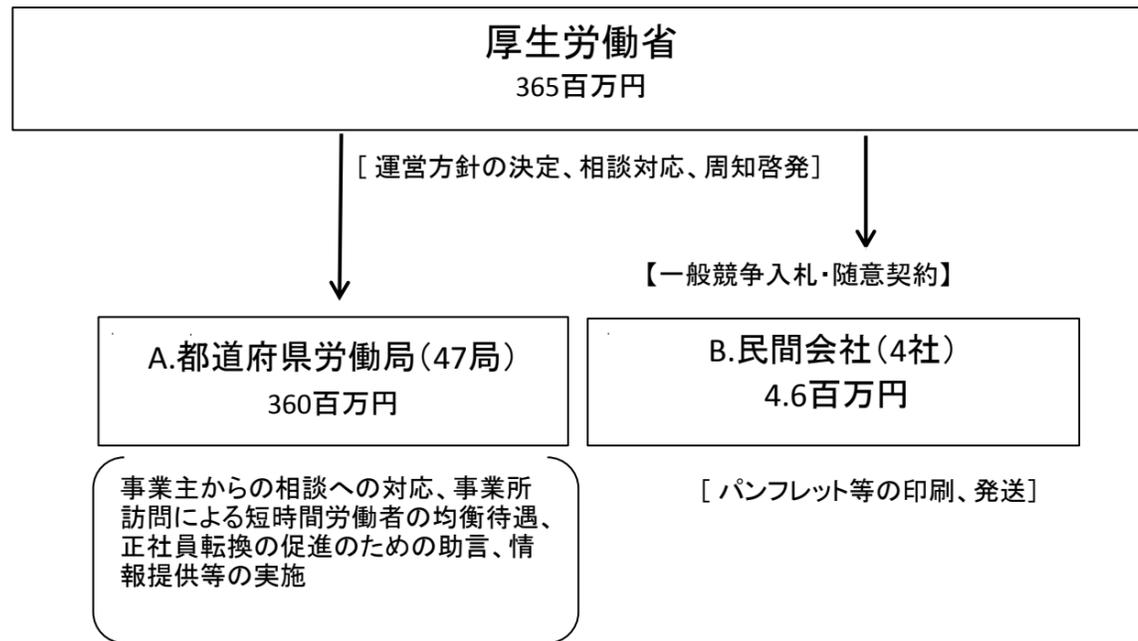
事業名	短時間労働者均等待遇啓発事業		担当部局庁	雇用均等・児童家庭局		作成責任者	
事業開始・終了(予定)年度	平成19年度		担当課室	短時間・在宅労働課		短時間・在宅労働課長 田中 佐智子	
会計区分	労働保険特別会計 労災勘定/雇用勘定		政策・施策名	Ⅲ-2-1 労働者の安全と健康が確保され、労働者が安心して働くことができる職場づくりを推進すること Ⅵ-1-1 男女労働者の均等な機会と待遇の確保対策、仕事と家庭の両立支援、パートタイム労働者と正社員間の均等・均等待遇等を推進すること			
根拠法令 (具体的な条項も記載)	・労働者災害補償保険法第29条第1項第3号 ・雇用保険法第62条第1項第5号		関係する計画、通知等	・「日本再生戦略」(平成24年7月31日閣議決定) ・「子ども・子育てビジョン」(平成22年1月29日閣議決定) ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月17日閣議決定) ・社会保障・税一体改革大綱(平成24年2月17日閣議決定)			
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	パートタイム労働者と正社員との均等・均等待遇を確保する等、多様な就業ニーズに対応した就業環境を整備することを目的とする。						
事業概要 (5行程度以内。別添可)	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均等推進担当)等を都道府県労働局に配置する。						
実施方法	<input checked="" type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他						
予算額・執行額 (単位:百万円)	予算の状況	当初予算	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求
		補正予算	/				
		繰越し等	/				
		計	461	354	428	496	499
	執行額	349	318	365	/		
	執行率(%)	75.7%	89.8%	85.3%	/		
成果目標及び成果実績 (アウトカム)	成果指標		単位	22年度	23年度	24年度	目標値 (25年度)
	パートタイム労働法に規定する措置について、事業主に対し都道府県労働局が実施した助言・指導の結果、是正された割合H22,23,24,25 90%以上		成果実績	96.9%	98.3%	98.5%	90.0%
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	22年度	23年度	24年度	25年度活動見込
	・均等待遇・正社員化推進プランナーが支援した事業所数 H22,23 ・雇用均等指導員(均等推進担当)が支援した事業所数 H24,25		活動実績 (当初見込み)	事業所 10,840事業所 (10,000事業所)	9,696事業所 (8,918事業所)	6,518事業所 (4,848事業所)	— (6,518事業所)
単位当たりコスト	55,982円/件		算出根拠	平成24年度における単位当たりコスト=X/Y X…執行額 364,892千円 Y…活動実績 6,518事業所			
平成25・26年度予算内訳	費目	25年度当初予算		26年度要求		主な増減理由	
	諸謝金	-	359		359	パートタイム労働者活躍推進企業表彰創設による増	
	職員旅費	-	3		3		
	委員等旅費	-	26		26		
	印刷製本費	6	15	6	17		
	通信運搬費	1	5	1	6		
	借料及び損料	-	19		19		
	雑役務費	-	1		1		
	賃金	-	3		3		
	自動車維持費	-	1		1		
	保険料等	-	57		57		
	計	7	489	7	492		

事業所管部局による点検						
		項目	評価	評価に関する説明		
国 費 投 入 の 必 要 性	広く国民のニーズがあるか。国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。		○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)(均衡待遇・正社員化推進プランナーを再編)等のアドバイス等により事業主の取組を促進するために、国費を投じて実施することが必要である。		
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	本事業はパートタイム労働法を踏まえたパートタイム労働者の雇用管理改善に対する事業主の自主的な取組を支援するものであり、国(労働局)で実施した方がより効率的である。		
	明確な政策目的(成果目標)の達成手段として位置付けられ、優先度の高い事業となっているか。		○	パートタイム労働法の実効性を確保し、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る観点から、事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施するとともに、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により事業主の取組を促進することが必要であり、優先度は高い。		
事 業 の 効 率 性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		△	一部は一般競争入札で調達しており、その他は会計法及び予算決算及び会計令に基づく少額の随意契約である。		
	受益者との負担関係は妥当であるか。		○	本事業は、事業主から徴収した労働保険料を財源に、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図るため、雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等により労働保険適用事業主を支援するものであり妥当である。		
	単位当たりコストの水準は妥当か。		○	雇用均等指導員(均衡推進担当)が支援した1事業所当たりの額は、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握している指導員の活動状況を踏まえて、指導員のアドバイス等により事業主を支援するために適切な金額を算定している。		
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		—	—		
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	本事業は、パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主を支援するための雇用均等指導員(均衡推進担当)等のアドバイス等に係る経費で構成されており、必要最低限のものとなっている。		
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)		○	印刷物の調達を一般競争入札にしたこと、雇用均等指導員(均衡推進担当)等が事業所を訪問する際、官用車等を活用したことから旅費がかからなかったこと等のため		
事 業 の 有 効 性	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	パートタイム労働者の均等・均衡待遇の確保等を図る事業主の取組を、専門的な知識や経験を有する雇用均等指導員(均衡推進担当)等の個別のアドバイス等により支援するものであり、成果目標を上回っているため、実効性は高い。		
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	当初見込みを達成している。		
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		○	パートタイム労働法に関するパンフレットは、都道府県労働局において必要とする事業主等に適切に配付され、活用されている。		
重 複 排 除	類似の事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)		—	—		
	事業番号	類似事業名	所管府省・部局名			
点 検 結 果	パートタイム労働法の実効性を確保する観点から、引き続き事業主等に対してパートタイム労働者と通常の労働者の均等・均衡待遇、正社員への転換についての相談、助言、情報提供などによる支援を実施する必要がある。雇用均等指導員(均衡推進担当)の活動状況については、都道府県労働局から四半期毎に報告を受けて把握しているが、支援した事業所数(H24:6,518事業所)は当初見込み(同:4,848事業所)を上回り、良好な活動実績となっている。また、パンフレットの印刷については、一般競争入札を実施している。事業内容や効率的な実施方法については、検討を行い、必要な見直しを図る。					
外部有識者の所見						
点検対象外						
行政事業レビュー推進チームの所見						
現 状 通 り	パートタイム労働者と正社員との均等・均衡待遇を確保するため、事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う事業であり、本事業の必要性や執行の観点からの評価も概ね妥当であることから、引き続き効率的な執行に努めるべき。					
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況						
現 状 通 り	—					
備考						
関連する過去のレビューシートの事業番号						
	平成22年	0956	平成23年	0826	平成24年	0725

※平成24年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

※金額は平成24年度実績

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位: 百万円)



費目・使途
 (「資金の流れ」に
 においてブロックご
 とに最大の金額
 が支出されている
 者について記載
 する。費目と使途
 の双方で実情が
 分かるように記
 載)

A.都道府県労働局			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
諸謝金	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動謝金	293			
庁費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等社会保険料等	48.3			
旅費	雇用均等指導員(均衡推進担当)等活動旅費等	18.3			
計		360	計		0
B.岩岡印刷工業株式会社			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
印刷製本費	パンフレットの印刷	2.7			
計		2.7	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト

A.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	都道府県労働局	事業主等からの相談に適切に対応するとともに、個別に事業主を訪問し、パートタイム労働者の雇用管理の改善に当たり人事労務管理上発生する問題点等について専門的なアドバイスを行う雇用均等指導員(均衡推進担当)等を都道府県労働局に配置する。	360		
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					

B.

	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	落札率
1	岩岡印刷工業(株)	パンフレット等の印刷	2.7	19	78.6%
2	(株)あーす	パンフレット等の印刷	1.4	随意契約	
3	サンテックサービス(株)	パンフレット等の委託発送	0.3	随意契約	
4	協新流通デベロッパー(株)	パンフレット等の委託発送	0.2	随意契約	
5					
6					
7					
8					
9					
10					